

**令和6年度ドローン操縦ライセンス取得支援事業の公募を開始します
～市内企業等のドローン活用を後押しします！～**

千葉市では、ドローン関連産業の振興等を目的に、民間事業者の業務におけるドローンの活用促進のため、市内企業等におけるドローンの操縦ライセンスの取得を支援する補助事業を令和5年度から実施しています。

このたび、令和6年度補助対象者の公募を開始しますので、お知らせします。

1 趣旨

ドローンを活用した業務の効率化等を目指す市内企業等に、ドローンの技能証明取得に要する経費の一部を補助することで、市内企業等における当該業務の内製化を支援し、市内ドローン関連産業の振興および集積を図る。

2 実施概要

(1) 事業名称

千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業

(2) 対象資格

一等無人航空機操縦士または二等無人航空機操縦士

(3) 公募・選定方法

公募型プロポーザル方式（書面審査）

(4) 公募期間

令和6年8月15日（木）～10月4日（金）

※申請方法は市ホームページ参照

(5) 補助対象者

ア 企業、大学、研究機関その他団体であって、千葉市内に本社または事業所を置く者

イ 業務の高度化や効率化、観光や広報、教育等のコンテンツ創出や空間の新たな利用価値の普及等を目的に、自社人材により無人航空機を活用しようとする者

※個人による申請は対象外

(6) 補助対象経費

ア 登録講習機関における入学金および講習受講費用または指定試験機関における実地試験費用

イ 指定試験機関における学科試験費用

ウ 身体検査費用

エ 技能証明書交付手数料

(7) 補助額

1件当たり上限200,000円

(8) 補助率

補助対象経費の1/2

(9) 特典

本補助事業対象者は、本市ドローンフィールドでの飛行練習も可能とする。

(利用方法は千葉市ドローンフィールド利用要綱による)

(10) 市ホームページ

【URL】 https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/drone_license.html



<参考>

1 無人航空機操縦者技能証明の概要

無人航空機を飛行させるために必要な知識および能力を有することを証明する制度。一等無人航空機操縦士および二等無人航空機操縦士に区分される。

2 技能証明を取得する主なメリット

(1) レベル3.5飛行の実施

レベル3飛行においては、飛行経路下に第三者が立ち入る可能性を排除できない場所では、補助者の配置や看板の配置等の立入管理措置が必要となっていたが、令和5年度からレベル3.5飛行制度が創設され、海水域、河川等の第三者が存在する可能性が低い場所では、デジタル技術（機上カメラの活用）により立入管理措置を撤廃することができるようになった。このレベル3.5飛行の実施にあたっては、技能証明（区分は問わない）の保有と、保険への加入が必要となる。

(2) 区分別のメリット

区分	主なメリット
一等無人航空機操縦士	レベル4飛行(有人地帯での目視外飛行)が可能となり、ドローンによる宅配サービスなどの長距離飛行を行う際に、補助者の配置が不要となるなど、運航の効率化が期待できる。
二等無人航空機操縦士	特定飛行(※)のうち、人口密集地区での飛行、夜間飛行、目視外飛行、人または物件との距離が30m未満の飛行について、飛行許可が不要となる。

※特定飛行 空港等の周辺での飛行、人口密集地区での飛行、150m以上の上空の飛行、目視外飛行、夜間飛行、人または物件との距離が30m未満の飛行、危険物の輸送、物件の投下